

作州津山藩の村落移轉策

黒 正 巖

はしがき 一、村落移轉の目的 二、村落移轉の方法及び
範圍 三、村落移轉の效果 四、村落移轉の成行 結言

は し が き

作州はいふ迄もなく、山計りの國であつて、僅かに津山盆地と稱する小平野を有するのみである。その田畠と稱せらるゝものには棚畑式のもの甚多く、掌大の地と雖も普く開拓せられて居る。殊に津山盆地の丘陵は頂上に至る迄田畠とせられ、村落もあるといふ有様で、備前や播州地方とは可なり風情が變つて居る。之はつまり耕地面積の割合に人口が多いのに基因するのであらうが、又他面には山國で他との交通も少く、それに農業以外の生業がないので、縦へ耕界が著しく高騰しても出来る丈け耕地面積を擴張せざるを得なかつたからである。

美作國は山國ではあるが、出雲に近かつたゝめに餘程早くから出雲文化が這入つて居たと思はれるし、又王朝時代に於ても可なり文化が移入されて居た事は、諸種の文献に之を見る事が出来る。然るに戰國時代には群雄爭奪の目標となり、屢々兵戰に襲はれたので、さなきだに礪礪不毛の地の多かつた上に、この戰亂の爲めに人民は非常に疲弊したのである。森忠政が慶長八年二月に美作一國を拜領し、高十八萬六千五百石を食んで津山に城を構へたのであるが、當時の藩政は相當に苦しかつた様である。併し泰平漸く續くに及んで人口も増加した。寛永十一年十二月の人口調査によれば、藩内總人口十九萬六千三百六十人、内男十萬四千六百二十人、女九萬一千七百四十人である。之を細別して見ると、

侍足輕小人仲間並に陪臣（但侍足輕妻子共小人中間陪臣）一萬四千二十人（内侍妻子共千六百二十九人）、町中男女一萬四千三百四十九人（内男七千六百四十五人）、在郷男女十六萬七千三百二人（内男九萬六千三百十三人）、出家五百六十二人、山伏百二十七人である。之を一平方籽の平均人口として見れば約七十三人五分にして、人口密度としては極めて稀薄ではあるが、大正九年の國勢調査の結果によれば、一平方籽平均人口九十八人、八五であるから、二百八十六年の間に僅か十八人餘の増加にすぎない。故に當時の美作としては相當に人口が稠密であつて、恐らく之以上の人口を養ふ事は不可能であつたと思はれる。殊にその男女の組合を見るに、藩全體としては男百人に對して女八十六%、町人は男百人に對し女八十八%、農村は八十五%の割合になつて居る。以て當時の生活狀態を推察するに足るであらう。

茲に於て森忠政は入國以來、種々の方策を講じて勞働力を充分に發揮せしめようと努力した

作州津山藩の村落移轉策

のである。我が本稿に於て述べようとする村落の移轉策も、當時の社會の最有力なる生産手段であり、且つ生活手段たる耕地を擴張し、以て農民の生業範圍を伸長せんとする窮餘の策にすぎない。この問題は私が昨年秋作州地方に資料探訪の旅をなせし際、津山の郷土史家矢吹金一耶氏よりその一端を聞き大に興味を感じたのであるが、時日の都合で研究に着手する事能はずして歸京した。そこで二月上旬再び津山に趣き、その資料を閲覧して聊か研究を試みたのである。然るに遺憾な事には、森氏が世嗣絶えて元祿年中國除かるゝに際し、多くの文獻は焼却せられたのである。故に矢吹氏の秘藏せらるゝ森家記録、鄉村沿革地圖（元祿十二年の作）、美作地理歴史集、美作略史等によつてその概要を紹介するであらう。

第一 村落移轉の目的

徳川時代に於て、各藩がその名目上の石高よりも實收石高を増加する目的を以て普く耕地の擴張を實行した事は世人の熟知する所である。

而てその方法は、或は海岸斥鹵の地を干拓して新田を作り、或は山野荒蕪の地を開墾して新田畑を設くるを常とした。森忠政も美作入國以來、開墾助成に力を致したのであるが、開墾の餘地已に少く、山野の開拓による耕地の擴張には多大の望を囑する事が出来なかつた。茲に於て、從來より平地に存在する村落の立ちのきを命じ、山麓荒蕪の地に新聚落をなさしめんとした。耕地が如何に缺乏して居たかは之によつて察する事が出来よう。勿論かくの如き政策の實行には種々の困難と弊害とを伴ふけれども、單に耕地の擴張、農産物の増加といふ點より見れば、相當効果のあるものといはねばならぬ。耕地擴張の目的を以て村落の強制移轉を斷行せるは、余の寡聞を以てすれば極めて稀れな事例であると思ふ。

第二 村落移轉の方法及び範圍

徳川時代の耕地擴張の目的が藩庫の窮乏を救ふにあり、従て又津山藩の村落移轉策が耕地の擴張、財政收入の増加を目的とせし事は何人も

疑はぬ所である。勿論その移轉方法に關して直接に之を記すものなきも、余の想像する所によれば、藩政府が村落移轉費を全給又は補助したとは思はれぬ。先づ村民に對して耕地を開墾する事の不可なる所以を諭して自發的の移轉を慫慂し、然かも尙ほ聽従しなければ之を強制したものであらう。當時の状態としては村民が敢てお上みの命に反抗する事も出来ず、涙を吞んで移轉したのであらう。只新村落の屋敷地に對しては租税を免じ、この免稅法は松平氏の治世になつてからも依然として繼續せられた様である。東作誌川邊村の條には「寶文四甲辰年森家の郡吏川崎勘左衛門命を傳へて川邊村の農家シトド原へ居を移すべき由を沙汰す、シト、原は野山芝原にして作場へ遠く難儀の旨歎訴すといへども許容なだめ、地子を免され山上り（シトド原へ移りたるをいふ）の家數五十七軒悉く無年貢地と定めらる。此段別九段五畝六歩、元祿十一戊寅年御領以來も先代の旨に任せ無年貢地なり」とある。移轉村落の全部がかくの如き恩

典を有せしや否やは明かでないけれども、兎に角移轉者に對して消極的の優遇をなせし事は明かな事實である。尙ほ古地圖中の註釋に、居下又は屋敷下年貢の字が見えて居るが、之は舊屋敷の年貢であらう、而してこの年貢は各人の移轉先の村へ納め、村から更に藩庫に納めるの定であつた、その税率につきては何等記す所なきも、かの開墾地に於ける歛下の如く、普通の年貢よりも低率のものではないかと思はれる。

然らば屋敷替は如何なる範圍に亘つて行はれたのであらうか。此の方策は苟も平地を閉塞する所の村落に對しては實施せられたるものゝ如く、且つ之は村全體に強制するのであつて、その事由の如何を問はず村民全體が移轉しなければならぬ。神社寺院までも一所に移轉せられた。例へば東南條郡河崎村が貞享二年に野介代村に移轉せし場合の如きはそれである。又移轉先は他所の地内の場合もあるし、或は單に自村の地内の山附けに移つた場合もある。更に同村の住民必ずしも一所になつて新なる村落を形成し又

は他村に入り組んだとは限らない。村民が分れ分れになつて他の村に入り組んだり、移轉を命ぜられた數村の一部宛が聯合して新村落を成した場合もある。久米南條郡一方村六郎右衛門觸地内に於ける古城村の一部と暮田村の一部とが合して山附けに新村落をなして居るのはその著しい例である。之は村落の大小、附近の地理的事情等によつて一様ではない。

村落の移轉が可なり廣く行はれた事は、例へば東作誌の地字名を見るも、古屋、古屋敷、屋敷田と稱せらるゝ所が甚だ多いのによつても之を想像する事が出来る。この種の字名は必ずしも作州に限られた事ではないが、作州に於ては之は大體村落移轉策の名殘であるといふても差しつかえないと思ふ。尙ほ私の關覽せる資料によれば、津山盆地に最も多いが、之は他の地方では平地少く、必然的に家居が山上又は山麓に在つたけれども、津山盆地の人口多き所では、次第に平地に迄聚落が成立するに至つたからであらう。

村落移轉の最初に實行せられたのは、承應元年に於ける前記古城村、暮田村、北村の三ヶ村に

して、その翌年には一方村が移轉せられた。次

で明暦二年には西々條郡吉原村(元禄十二年戸數四十一戸)及

び新森原村(同年戸數五十三戸)の自村内の家敷替、萬治二

年山北觸廣原村(十二戸)、小田中村の移轉、寛

文四年勝南郡川邊村(五十七戸)、同六年河崎村

の内兼田、同七年山北觸屋子町南方の村九軒、

八段田七軒を屋子町へ、末澤二軒を上河原村へ

合した。貞享二年の河崎村(十九戸本百姓二戸十一戸名子家來)の移轉

が文献に遺れる最後のものである。その後村落

移轉が行はれたか否か、又その他にも之が實施

せられたかどうかは明かでないけれども、美作

略史坤卷の「承應元年令農民居田間者徙山麓」の

條下には、この外にも村落移轉は枚舉に遑なし

と記されて居る。

第三 村落移轉の效果

村落の移轉が果して如何なる効果を齎したかにつきては之を直接視ふべき資料を欠ぐと雖も事の性質上より考へて、之が種々の方面に影響

を及ぼしたに違ない、茲には先づ農民に對する影響と財政に及ぼした結果とを見よう。

1、農民に及ぼしたる影響 已に述べた様に藩政府

が村落移轉に要する費用を支出したか否かは不明ではあるが、たとひ之を支出したにしても

村全體が引移る事は却々容易の事ではない、殊

に神社寺院迄も移轉する事の如何に困難であつ

たかは想像に難くない。まして多年一所に住

みなれた村人が分れ／＼になつて他村に合併せ

らるゝが如きは當時の社會狀態としては如何にも

苦痛な事に違ない。尙ほ經營上よりいふも

自分の田地迄行くのに随分遠くなり、甚しきは

數町を隔つる山麓に移轉したので耕作上種々の

不利不便を蒙つた、それは前述川邊村の農民の

歎訴せし所によつても明かである。移轉の負擔

を全部自ら支拂はねばならなかつたとすれば、

左なきだに餘裕なき農民には永久に脱し得ざる

債務となつたであらうが、この邊の事は斷言出来

ない。

併し之を他の半面より觀察すれば、種々の好

結果を生じた事も争はれぬ。その移轉に際しては相互扶助を以て建築が行はれたであらうし、又新しき村落に於ては新興の氣分を以て農耕に従事し、屋敷廻りの山林や荒蕪地を開いて畠地となしたので收入の増加を見た、更に新なる屋敷地は無年貢とせられ、古屋敷はたとひその面積は狭小でも、直ちに肥沃なる田畠として耕作する事が出来るから、荒蕪地の新開とは收穫高も多いわけである。従て移轉村落は大體に生活状態が良好となり繁榮に赴いた様である。例へば前記川邊村の如きは、最初その移轉を拒んだのであるが、次第に經濟事情がよくなり、移轉當時は戸數五十七軒であつたのが、東作誌の編纂せられた文化年中には戸數七十八軒人口三百二十四人、内男女同數にして百六十二人となつた。已に述べた如く徳川初期に於ては作州の人口組合せは極めて不健全のものであつたが、中世以後は一層甚しく、男百人に對して女五十人といふが如き極端なる事例も澤山にある。然るに移轉村落にはかくの如き不良なる人口組合せ

の所少く、最も不均衡の所でも男子百人に對して女九十人位の割合で、當時の都會人口よりも却て良好であつた。之によつて見るも村落の移轉が必しも農民の生活を壓迫したとはいへぬ。寧ろ好結果を生じたのである。

口、藩の財政に及ぼしたる影響 封建時代に於ける唯一の財政源は田畠であつた。村落の移轉によつて擴張せられたる耕地面積は勿論大したものではなかつたであらう。併し移轉に關聯して畠地の擴張された事は可なり大であるといふ。而て之れに基きて農民が生活上に餘裕を生じ、勞働力の増加するに於ては次第に未進の如きも減少し、延いて財政收入を増加せし事は言ふを俟たない。かの宇喜田秀家の檢地によれば作州一圓十八萬六千五百石にして森氏の祿高は之によつたのである。然るに森氏が國除かれて松平氏襲封せし際には作州一圓を二十五萬九千石とせられたのである。この石高は單に耕地の幾何學的面積によつて決定せらるゝものではなく、その生産力、農民の負擔力によつて計算せ

らるゝものなるが故に、村落移轉による生産力の増加も亦その一部を成すものと謂はねばならぬ。

第四 村落移轉の成行

以上の如く平地に存在する村落を山麓に移轉せしむるの趣意には大に傾聴すべきものがあり又その結果が必ずしも不良ではなかつたのであるけれども、いざ之が實行となれば種々の不都合と困難とを伴ふ。又農民が何等移轉費の補償を受くる事なくしては到底立ち行かないが、去りとして當時の財政状態を以てしては充分の補助を與ふる事は出来ない、之を一時的に見れば畢竟引き合はぬ政策である。農民の自覺しつゝありし徳川時代中世以後に於てはこの種の強制策を斷行する事は不可能である。況や百姓騒動の本場として百四十年間に十回も一揆反亂のあつた作州に於ては最早實行の出来ない無謀の策である。故に松平氏の治政となつてからは、強いてこの種の政策をとる事なく、可なり移轉居住の自由を認め、古から山麓や山上にあつた村落

が山を下る事に對してすら、敢えて禁止をしなかつた様である。藩政府の收入や一藩全體の經濟からいへば、耕地が居宅によつて多く閉塞せらるゝ事は望ましき事ではないが、農民の私經濟的立場よりいへば、山上の生活は不利不便であつて、平地に下つて農耕に従事する事は耕作經營上已むを得ない事である。舊津山藩内の山林丘陵中には、昔時村落の存せしと思はるゝ遺跡の澤山に有るのは、山上村落移轉の趾を物語るものである。

結 言

以上は小數の事例と僅少の資料によつたのではあるが、徳川初期に於て津山藩森侯の行つた村落移轉策の概様である。之は一種の内地植民であつて、相當の効果を挙げ、且つ當時の津山藩としては耕地擴張の手段としては行はざるを得なかつたのであらうが、かなり思ひ切つた政策である。餘り例のない耕地擴張方法である。

翻つて考ふるに、この三百年前に耕地の少かつた津山藩の斷行した政策は、人口過剰で耕地

狭少をかこちつゝある現代にとつて何物を暗示する。今日では開墾助成策などを樹て、耕地の擴張に力めて居るが、商工業、交通業發達の爲めにつぶさるゝ耕地面積の方が、新に開拓せらるるものよりも多大である。又村落の膨張によつて良好なる村落の塞がれつゝある事も之れ亦莫大なものである。若し津山藩の爲政者をして今日の日本にあらしめたならばどうであらう。

弓ヶ濱砂嘴の地學的瞥見

下 間 忠 夫

この種の村落には一定の補償金を與へて悉く山麓に移轉せしめ、大なる農民アパートメントを建設し、之より田野に通ずる道路を敷設し、田野の中央に一大農場を設け、馬車自動車で朝夕農民を農場に送還し、以て共同經營をなさしむるが如き事も敢えて辭せなかつたであらう。

附記 本研究に關して矢吹金一氏はその秘藏の珍書閱覽を容され、種々の示教を與へられたる事に對して深く感謝す。

弓ヶ濱（又は夜見ヶ濱）は出雲の北部の宍道湖より松江を通り中海に及ぶ東西の方向に存在する地溝狀低窪地の東縁を劃するもので美保灣と中海の間に東南より西北に向ふ一大砂嘴である。その延長は日野川の河口より大約一七軒、幅はその基部と先端では殆ど四軒に近く中央の部分では二軒半を示してゐる。而して美保灣に

向つて多少曲てゐる。ジョンソンの所謂ミッドベイバー (mid-bay bar) に相當するであらう。その地形から弓ヶ濱の名稱は與へられてゐるのだらうが別名夜見ヶ濱の名はこの砂嘴が主としてその材料の供給者である日野川上流地方の中國山脈の花崗岩砂で作られてゐるので内海地方の白砂青松の景色その儘を示し月光の清らかな